

# 法令違反が確認されたブリーダーに対するフォローアップ調査

## 背景・課題

- 令和5年11月、ブリーダーの動物愛護管理法の遵守状況に関する一斉調査を実施。その結果、全国のブリーダー約1400事業所の約5割に当たる665事業所で法令違反を確認。法令違反を確認したブリーダーに対し、各事業者を所管する自治体から口頭・文書指導、勧告等を実施。
- 令和6年9月、環境省自然環境局総務課長から関係業界に対し、違法状態の是正と法令遵守に関する要請文を発出。自治体に対しても、左記要請も踏まえ、所管する動物取扱業への適切な指導等を依頼。
- 令和7年8月に、これら指導及び要請等による違反の是正状況を確認し、動物取扱業の指導監督に係る運用改善等に資することを目的にブリーダーに対するフォローアップ調査を実施。

<令和5年11月調査で確認されたブリーダーにおける主な違反の内訳>

- 帳簿の不備496件（法第21条の5）
- 帝王切開に伴う出生証明書の不備128件（第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令（以下、「基準省令」）第2条第6号チ）
- 繁殖台帳の不備314件（基準省令第2条第6号ハ）
- 8週齢規制違反（自ら認めたなど）50件（法第22条の5）

※同一事業所における違反事項の重複あり

## 調査概要

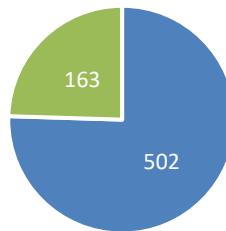
- 令和5年11月の調査で法令違反が確認された665事業所のブリーダーを対象として、各事業所を所管する自治体に対し、指導後の対応状況(再立入検査の実施状況、各違反の改善状況)の報告を依頼。
- 法令違反の是正が見られない場合の理由や更なる対応（再指導や勧告等）に関する検討状況も併せて聴取。

# 法令違反が確認されたブリーダーに対するフォローアップ調査

## 結果概要

○令和5年調査で法令違反が確認されたブリーダーへの再立入検査実施率  
75.7% (502/665事業所)

(再検査未実施の理由：今後実施予定、業者の廃業・休業 等)



○再立入検査済み事業所の是正率  
78.9% (396/502事業所)

(是正されていない理由：是正の途上、業者の理解能力不足、業者の失念、廃業・休業 等)



<上記のうち、違反事案別の結果>

帳簿の不備		帝王切開に伴う出生証明書の不備		繁殖台帳の不備		8週齢規制違反	
再立入検査実施率 77.4%	再立入検査済み 事業所是正率 76.0%	再立入検査実施率 80.4%	再立入検査済み 事業所是正率 66.0%	再立入検査実施率 71.7%	再立入検査済み 事業所是正率 64.9%	再立入検査実施率 90.0%	再立入検査済み 事業所是正率 97.8%
 384	 92	 25	 35	 89	 79	 5	 44

○是正されていない場合のさらなる対応の状況

口頭・文書による再指導を実施、期限を定めて是正状況を再検査予定 等

## 考察・今後の対応方針(案)

- R5年の調査後に再度立入検査による状況を確認した事業所では、約8割で是正を確認された。
- 違反事案別では、生年月日の改ざん等8週齢規制にかかる違反については、再度立入検査済みの事業所ではほぼ全ての事業所において是正を確認。
- 一部の事業所では、業者の理解不足・失念等により是正されていなかったことを確認。
- 是正されていない事業所においても、自治体が粘り強く継続して指導を行うことで、一部是正を確認している例なども確認された。
- 今回の調査結果から、自治体による指導や当省の要請による是正の効果は一定確認できたものの、十分に是正されていない事業者も存在することを踏まえ、今後の対応について検討。

# 幼齢犬猫の販売制限に関する一般市民向け普及啓発について

- ・ 犬猫の生年月日の改ざん等、56日以下の幼齢犬猫の違法な販売が行われる背景には、一般市民の幼い・小さい個体を求めるニーズがあるとの指摘があり、前回動物愛護部会においても委員より同様のご意見をいただいた。
- ・ このため、令和7年1月より一般市民向けのwebサイトの展開、検索エンジンやSNS等への動画広告の掲載を通じた情報発信を実施。



## ✿ 幼齢犬猫の販売制限 ✿

ブリーダーやペットショップなどでは、犬や猫が生まれてから56日（8週）を経過するまでは、販売や譲り受けのための展示が禁止されています。（以下、「幼齢犬猫の販売制限」といいます）

### なぜ生まれてから56日までは犬や猫を販売してはいけない？

犬や猫は、生まれてから56日までは、以下の理由から、親や兄弟姉妹と一緒に過ごすことが大切です。

#### 社会性を身につける

親や兄弟姉妹とじゃれ合って吠える・咬むなどの加減を身に付けます。



#### 健康な体に成長する

母乳により栄養を補給し、免疫力を高めて、健康な体に成長します。



## ✿ 動画でのご案内 ✿



STOP!生後56日までの犬猫販売～飼い主お悩み編～



STOP!生後56日までの犬猫販売～親子でペットショップ編～



STOP!生後56日までの犬猫販売～ペットショップ編～



STOP!生後56日までの犬猫販売～AIにきいてみた編～

# (参考) 動物愛護管理法遵守の要請について

- 令和6年9月19日に、業界団体内での指導を促進するため、環境省からペットショップを含む関係業界に対し、生年月日の改ざんや幼齢犬猫の販売等の違法状態の是正と法令の遵守を改めて強く要請。
- 自治体に対しても本要請も踏まえ、所管する動物取扱業への適切な指導等を依頼。

環境省  
Ministry of the Environment

本文へ > English キーワード検索 検索 ヘルプ

ホーム 環境省について 政策 法令 報道・広報 白書・統計 申請・手続き

## 報道発表資料

ホーム > 報道・広報 > 報道発表一覧 > 動物愛護管理法遵守の要請について

この記事を印刷

2024年09月19日

自然環境

### 動物愛護管理法遵守の要請について

1. 環境省は昨年11月、犬又は猫を扱うペットオークション運営業者やブリーダーについて動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）の遵守状況を確認すべく、法に基づく事務を担う都道府県及び政令指定都市に対して一斉調査を依頼した。当該調査の結果、令和6年2月15日環境省報道発表<sup>※</sup>で示したとおり、全国のペットオークションで取引された多くの犬猫について生年月日の改ざんや違法な幼齢販売が行われていることが強く疑われた。

※『ペットオークション・ブリーダーへの一斉調査結果について』（令和6年2月15日付け環境省報道発表）

[https://www.env.go.jp/press/press\\_02760.html](https://www.env.go.jp/press/press_02760.html)

2. 調査結果からは、ペットオークション運営業者及びブリーダーにおいて違法が常態化していることが疑われ、環境省としては誠に遺憾であり、これまで本件について、業界団体と対話を重ねてきたところである。

3. この度、各業界団体内での指導を促進するため、環境省からペットショップを含む関係業界に対し、生年月日の改ざんや幼齢犬猫の販売等の違法状態の是正と法令の遵守を改めて強く要請した。また、各業界団体に所属する個別の動物取扱業者に指導・監督を行っている都道府県及び政令指定都市に対して、改めて動物取扱業者への適切な指導・監督を依頼した。

4. なお、環境省では、犬猫の8週齢規制の実効性を高めるために必要な制度改善等について検討を進めていく。

## 業界団体宛要請のポイント

- R6.2の調査結果、違法常態化について遺憾
- オークション運営業者、ペットショップがブリーダーから犬猫を購入する際には、
  - ①歯の萌出状況
  - ②体重が57日齢相当か
  - ③帝王切開時の出生証明書との整合等の情報も参照するなどし、生年月日の改ざんがないことを確認の上、取引が行われる必要がある
- 8週齢規制及び違反確認聴取義務の確実な履行と違反による罰則の周知
- 本要請の業界内での周知・指導